

1. 県内事業者事業継続推進（イメージ）

県独自

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、事業縮小等を余儀なくされた事業者等に対し、このような状況を打破すべく実施する事業に係る経費を補助

内 容

①補助対象事業者 ※以下の要件を満たす者

- ・ 県内に事業所等の事業拠点を有する事業者等
- ・ 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者若しくは小規模事業者又はこれと同等と認められる者
- ・ 売上が前年同月比20%以上減少している者

②補助対象となる事業例

A 事業継続のために実施する事業

具体例 従業員等のスキルアップ研修、ネット販売システムの構築 等

B 危機的状況を乗り越えるために実施する事業

具体例 売上向上のためのデリバリーやテイクアウトの導入、新商品開発 等

C 安全・安心を確保するために実施する事業

具体例 施設等の消毒に要する備品購入、抗菌対策に要した備品（空気清浄器、パーティション、仕切り板等）の購入 等

③補助限度額及び補助率等（案）

- ・ 補助限度額 100万円
- ・ 補助率 補助対象経費の2/3
- ・ 補助対象期間 令和2年12月31日まで
- ・ 事業規模 30万円以上の事業

④募集期間（予定）

- ・ 令和2年5月～6月

2. 持続化給付金申請サポート（イメージ）

国が実施する持続化給付金申請においてはWebでの申請が求められており、
自社に設備がない場合、商工会議所等に来所し入力する必要
県内事業者が速やかに受給出来るよう、商工会議所等のサポート体制を構築し
ていくことが必要

内 容

事業者からの相談対応以外に、Web入力をサポートする人材を期限付きで雇用する等の体制整備を支援

3. 雇用調整助成金申請サポート（イメージ）

雇用調整助成金の申請を考えている県内企業に対し、社会保険労務士が相談・アドバイスを行い、雇用調整助成金の円滑かつ迅速なサポートを行う

内 容

企業の雇用調整助成金にかかる申請を支援するため、

- ①社会保険労務士を配置し、相談支援窓口を開設
- ②必要に応じて、地域の社会保険労務士による個別相談を実施する

4. 教育訓練の推進（イメージ）

新型コロナウイルス感染症からの事業本格再開に向け、従業員のスキルアップの向上を図るため、雇用調整助成金の教育訓練の加算額に上乗せ

内 容

国が支給する雇用調整助成金（教育訓練）に、県が上乗せを行い、教育訓練を推進

※2,400円（中小）、1,800円（大企業）にそれぞれ3,000円を上乗せ

■対象

国の雇用調整助成金（教育訓練）を受給する教育訓練

■対象となる教育訓練の例

- ・ 自宅で行う研修（web）
- ・ 自宅で実施する初任者研修等の通常の教育訓練
- ・ 繰り返しの必要な教育訓練で、同一の労働者に実施するもの

5. 観光関連事業者緊急融資（イメージ）

国の緊急経済対策で新たに創設した3,000万円上限（3年間無利子・保証料減免）の新型コロナウイルス感染症対応枠では十分でない深刻な経営悪化に陥っている観光関連事業者を支援するため、3,000万円上限（1年間無利子・保証料免除）の新たな融資枠を創設

内 容

■対象

セーフティーネット保証、危機関連保証の認定を受けた観光関連事業者で、和歌山県中小企業政策融資要領に規定する宿泊施設等を営む事業者